

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	Bah, Oumou Salamata (バー、オー モー サラマタ)
論文題目	GAPS IN THE PROTECTION OF INTERNALLY Displaced PERSONS: Assessment of restrictive measures imposed upon internally displaced persons by territorial states concerning their freedoms of movement and to choose their residence in light of article 12(3) of the International Covenant on Civil and Political Rights (国内避難民保護の間隙：国内避難民の移動の自由および居住の自由に対 して領域国により課される制限措置の自由権規約第12条第3項に照らした評 価)		

(論文内容の要旨)

国内避難民は、難民と異なり、その保護に関して特定の扱う国際法上の枠組みを有していない。国本論文では、国内避難民の保護に関係する国際法規範の現状解明と、その不足をどのようにして補うかの検討を行う(第1章)。

そもそも、「国内避難民」の定義は必ずしも容易でなく、これまで、量的・突発性の要素をとりこむか、経済的要因に基づく移動を含むか、などの問題が議論されてきた。現在では、量的・突発性の要素は国内避難民概念を不当に狭めるとして採用されておらず、経済的要因に基づく移動も含まれていない。経済的問題については開発プログラムなどによって対応すべきと考えられているのである(第2章)。

現在の国際法は、国内避難民の保護に関連する規則を置いていないわけではない。たとえば、国際人道法(武力紛争法)は、武力紛争下における文民の保護に関する規則を含んでおり、国内避難民もそれに該当する場合には保護を受けるものの、あくまでその限りにおいてである。国際人権法についても同様であり、人権条約の中には国内避難民そのものを保護する規定はなく、人権条約が定める個々の権利を国内避難民も享受するという意味において、またその限りで、国内避難民も人権条約により保護されるにとどまる(第3章)。

国内避難民が生じる原因はさまざまである。武力紛争、その他の暴力、経済的困窮、自然災害などがある(第4章)。

国内避難民に関する保護を既存の国際法規則の観点から見た場合、最も関連性の高いのは国際人権法であり、とりわけ移動の自由である。そこで、国際法上の移動の自由が国内避難民に対してどの程度の保護を与えているかを検討する必要がある。移動の自由は、市民的及び政治的権利に関する国際規約12条などで保障されている。移動の自由の保障は極めて重要であり、武力紛争や重大な人権侵害状況から逃れるための移動や、その他生存することを可能とする状況を求めての移動は、それが認められなければ人権享有はおろか人命にさえ大きな悪影響をもたらす。また、家族という単位での生活を可能とするためにも、移動の自由は認められなければならない。

もっとも、移動の自由は絶対的なものではなく、一定の制約が認められている。市民的及び政治的権利に関する国際規約12条3項は、「国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この規約において認められる他の権利と両立するものである場合」には、移動の自由の制限を認めている。同様の制約はヨーロッパ人権条約にも見られる。

したがって、検討すべきは、国内避難民につき移動の自由の制限が課される場合、そのような制限が必要・比例性の要件を充足するかどうか、である。具体例として、まずアゼルバイジャンで導入されるPropiskaについて検討する。Propiskaの下では、住民は国内で用いられるパスポートを有し、一定の地域での居住を義務づけられる。国家による住民管理のために導入された制度であり、ソヴィエト連邦において用いられていた制度でもある。旧ソ連諸国において、憲法においてはもはや廃止されているが、法律上は一部においてまだ残っている制度である。これが移動の自由の制限であることに議論の余地はないため、問題は、それを上に挙げた公序などの理由による制約であるとして、市民的及び政治的権利に関する国際規約12条3項に基づき容認されるか、である。しかし、このような制限は、勤労の権利、教育を受ける権利、さらには市民生活に参加する権利を制約しており、認められるものではない。市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づき設置されている委員会(自由権規約委員会)が、Propiskaと規約12条との両立性についてアゼルバイジャン政府に質問した際、アゼルバイジャン政府は回答することができず、制度の説明を単に繰り返したただけであった。その後も類似の質問に対して回答はなされておらず、Propiskaが市民的及び政治的権利に関する国際規約12条に

違反することは否定しがたい。比例性の観点から考えても、Propiskaが国内避難民に課す重大な影響に鑑みると、やはり正当化することはできない。（第5章）

アフリカにおいては、アフリカ連合の枠組みにおいて、国内避難民の保護に関する条約（カンパラ条約）が採択され、発効している。この条約は国内避難民の保護に特化したものであり、そのために領域国政府がすべきことを法的義務としてかなり詳細に定めている点で注目される。もっとも、この条約がどの程度適切に履行されていくかは問題であり、履行確保のための国際的機関の設置を含め、条約履行面においては課題が残っている。（第6章）

(論文審査の結果の要旨)

国際法上、難民については、その実効性について議論の余地はありつつも、1951年難民条約をはじめとする一連の規則が妥当している。ところが、実質的には難民とほぼ同様の状況にある国内避難民については、いまだに国際法上の規律が明確には及んでいない。本論文は、そのような現状に鑑み、国内避難民の保護に関する国際法の現時点での到達点と、その不足を補うためになすべきこととの解明を主題としている。

本論文の特色は、まず、国際人権法と国際人道法とに関する既存の国際法規範の中から国内避難民の保護に関係しうるものを導き出し、とりわけ国際人権法について丹念に分析したところにある。中でも、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）12条の定める移動の自由と、同条3項の定めるその例外とについて、自由権規約人権委員会が発する数多くの見解や一般的意見を検討し、アゼルバイジャンやナイジェリアにおける国内避難民の移動制限の実例について条約適合性についての考察を深めるところは、先行研究との比較において独創性を主張しうる所であり、かつ、その実証性について評価に値する。

本論文のもう一つの特色は、アフリカにおける地域条約であるカンパラ条約に着目したところである。カンパラ条約は、専ら国内避難民を対象とし、その包括的な保護を規定する条約としては唯一のものであるが、アフリカ連合加盟国のみが当事国となることが想定されている。そのため、国内避難民の保護に関する先行研究においても必ずしも十分に光が当てられてこなかったが、本論文は、国内避難民の保護に関する普遍的な条約が将来作成・締結される可能性を見据えつつ、カンパラ条約が先駆的な役割を果たしうることを指摘しており、注目に値する。

ただし、本論文にはいくつかの難点が見られる。まず、論文を通して読めば先行研究の不足をどのように補おうとしたかは理解できるものの、論文の冒頭部分での先行研究の整理が不十分であることから、本論文の独創性を理解することがやや困難になってしまっている。また、人権に関しては自由権の検討に偏っており、社会権の観点からの検討がほぼないことの原因が説明されていない。さらに、カンパラ条約の先駆的性格を高く評価する一方で、同条約が現実にもどのような役割を果たしているのか、あるいはその実効性はどの程度であるのか、といった点についての検証は十分にはなされていない。もっとも、アフリカを知悉している著者をもってしても、カンパラ条約を含む国内避難民に関するアフリカの実行については資料面で大きな制約があることは確かであり、この部分に関する記述の不足はやむを得ないと考えられる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。

また、令和5年1月31日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

要旨公表可能日： 年 月 日以降